

補助金交付要綱(多言語対応)の手引き

補助対象経費の区分

案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。）、案内放送の多言語化に要する経費

基本的な考え方

【言語の種類】

・**日本語と英語併記を基本**とする。なお、施設特性や地域特性の観点から**中国語（簡体字/繁体字）、又は韓国語その他の必要とされる言語**については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。

・可能な限り、**地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保**することが望ましい。

〈補足〉

・「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、**「ピクトグラム」の使用も可能。**

※ピクトグラムは**標準案内用図記号検討委員会**が策定した「**標準案内用図記号**」を参考。

（参照URL）http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top.html

・駅名や路線図名等の**ナンバリング**も有効な補助手段として活用可能。

【英語の表記方】

・英語を併記する際には、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記。

・ローマ字表記についてはヘボン式ローマ字つづりを使用。

・**固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～River等意味が伝わる英語を補足（～Hashiや～Kawaは×）**。対訳については多言語ガイドラインを参考。

（参照URL）<http://www.mlit.go.jp/common/001029742.pdf>

【文字の表記方】

・英語、英語以外の外国語を日本語と並べて表記する場合は同程度に判読できるよう、必要な視距離に応じて見える文字の大きさを確保すること。（公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインでは日本語の3/4程度と記載）

・案内標識等複数の言語を並べて表記する場合は表示面が繁雑にならないよう留意すること。



各用語は以下のような表示形式を指しています。

ピクトグラム

① 立ち入り禁止・危険喚起



② 禁煙・飲食禁止



③ 非常時用の情報提供



⑥ 駅・ターミナル内の案内



ナンバリング



補助金交付要綱(多言語対応)の手引き

案内標識 (旅客施設等)

※標識の材質は問わないが、耐久性と見やすさに配慮すること

可変式情報表示装置

○方向を指示する情報：施設等がどちらの方向にあるかの情報は動線に沿って適所で外国語等で提供



○施設の存在を示す情報：施設等の位置を告知する情報は、施設等の間近で外国語等で提供



○利用案内のための情報：交通機関の利用方法や案内図等の情報は、旅客施設から公共用通路に直接通ずる出入口付近、乗換口付近等において提供



【補足】構内案内図、運賃表、乗車券購入方法、時刻表、系統別乗場案内図、乗換情報、出発時刻、乗車船券購入方法、チェックイン方法等も含む

補助金交付要綱(多言語対応)の手引き

案内標識 (車両内等)

○車両等の内部や側面等において文字で提供。



※次停車地を多言語で提供するものに限定

※車両、座席の位置や路線図等、可変式情報装置以外も対象

案内標識 (その他)

- ・乗車船券の多言語化を含む
- ・自動券売機システムの多言語化を含む
- ・旅客施設や車両内等で掲示、配付するパンフレットを含む (広告宣伝が主なものは除く)

ホームページ

- ・予約システム提供を伴うものに限定
- ・運行情報や運賃料金等を提供するものが対象 (広告宣伝が主なものは除く)
- ・対応言語に制約はないが、英語は必須

案内放送

- ・放送装置の改修だけでなく、翻訳、録音等諸経費を含む
- ・言語数に制限はないが、英語は必須